

## 自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 28 年 7 月 19 日  
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 4 件（協会員 3 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、次のとおり、検討計画を取りまとめた。

### 記

#### ○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに 結論を得る予定)
1	電磁的方法による徴求等の方法の変更  【書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則】	○ 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「電磁交付規則」という。）で定める電磁的方法による書面の徴求方法の中には、タブレット端末を想定した規定がないため、保護預り口座設定申込書や店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る確認書等については、タブレット端末を利用した受入ができない。 ついで、電磁交付規則に、タブレット端末を利用した方法を追加してほしい。 なお、上記規則の改正にあたり、関連する法令（金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の 3）の改正が必要ならば、当該法令の改正を要望してはどうか。	⇒ 対応済み。 （規則の解釈について、協会員通知により明らかにした。）
2	債券における「小口投資家」の定義の見直し  【公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則】	○ 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「公社債規則」という。）第 14 条においては、小口投資家との取引に際して、①価格情報の提示義務、②公社債店頭取引の知識の啓蒙に努めるべき旨を規定し、より一層取引の公正性に配慮することとされているが、以下のア、イ、ウは	⇒ 「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに 結論を得る予定)
		<p>いずれも特定投資家であり、エは債券の発行者であり、オ、カは一定の運用資金を維持し債券を主たる資金運用手段とする法人であることから、公社債の価格情報について一定の収集力・判断力並びに債券市場及び債券取引について一定の知識・経験をもつ投資家と考えられる。</p> <p>については、「公社債規則」において、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客のうち、小口投資家から除かれる「適格機関投資家」及び「上場会社及びこれに準ずる法人」に次の者を加えてはどうか。</p> <p>ア. 国 イ. 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体 ウ. 外国法人で上場会社及びこれに準ずる法人 エ. 地方公共団体 オ. 官公庁共済組合 カ. 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人</p>	
3	<p>取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外</p> <p><b>【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</b></p>	<p>○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の1～3の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。</p> <p>しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3に該当する銘柄を了知していると思われ、とりわけ1の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲載され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。</p> <p>については、1 日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。</p>	⇒ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」における信用取引制度に関する議論の状況も踏まえ、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において対応を検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに 結論を得る予定)
		1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄	
4	地場受け・地場出し規制の見直し  <b>【協会の従業員に関する規則】</b>	○ コーポレート・ガバナンスの強化策の1つとして、社外取締役を選任しようとしたところ、取引ごとの書面承諾又は取引口座移管に抵抗を覚える役員が存在する。 ついては、社外取締役の選任を進めるため、社外取締役を地場受け・地場出し規制の適用から除外し、代替として、協会や当局への確認書の送付等を条件としてはどうか。	⇒ 提案の内容も含め、地場受け・地場出し規制全般について「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において見直しを検討する。

以 上